

お客様各位

外国送金で取扱いができない取引について

当金庫においては、「マネー・ローンダリング」や「テロリストへの資金供与」、「拡散金融」の未然防止、「各種経済制裁措置」に対応するため、外国送金取引の背景や原資について、お客様からのご説明や書類のご提出にご協力をいただいております。以下の例示を含む「取引の当事者と口座名義が一致していない取引」については、2025年4月1日より原則取扱いができなくなりますので、お客様のご理解とご協力をお願いいたします。

取引の当事者と口座名義が一致していない取引（一例）

- ・ 契約上は法人間の商取引にも関わらず、当該法人の代表者等の個人口座へ送金する取引
- ・ 取引当事者（A社）宛の送金を、A社の子会社や関連会社へ送金する取引
- ・ インボイス等の疎明資料に記載された名義と、受取口座の名義が異なる場合
- ・ 個人A宛の資金をその配偶者（B）に送るなど真の送金人・受取人が別途存在する取引

上記のような「取引の当事者と口座名義が一致していない取引」は、現地（海外）側の規制逃れや、売上の過少申告による脱税など潜脱行為である可能性が高く、お客様が知らず知らずのうちにその行為に加担しているとみなされる恐れがあります。

なお、個人のお客様の留学費用の支払いを目的とした送金で、学校が指定した収納代行業者への送金については、お取引店まで事前にご相談ください。

※ご不明な点がございましたら、当金庫国際業務課、海外事業支援室（0120-753-012、03-3493-8406）またはお取引店までお問い合わせください。